

平成31年4月19日

各	〔 都道府県 指定都市 中核市 〕	生活保護制度担当課(室)	
		生活困窮者自立支援制度担当課(室)	御中
		ホームレス自立支援担当課(室)	

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

本年4月27日から5月6日までの10連休における
生活困窮者支援等に関する対応事例の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）が昨年12月14日に公布・施行されたことに伴い、本年4月27日から5月6日までの間については、10日間連続の休日（以下「10連休」という。）となることから、4月1日付けで各自治体宛に事務連絡「本年4月27日から5月6日までの10連休における生活困窮者支援等に関する協力依頼について」を発出し、地域の実情を踏まえ、10連休中も住民の生活に支障が生じることのないよう対応をお願いさせていただきました。

今般、厚生労働省において把握した、10連休中に予定している自治体の対応について、別紙1のとおり周知いたします。これらを参考にして、輪番制や緊急連絡網の整備、緊急一時的な衣食住の提供体制の確保等により、支援を必要とする方に適切に支援が行われるよう、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくとともに、保護の実施機関及び自立相談支援機関においては、委託事業者等の関係機関とも情報共有を図りながら、地域の実情に応じて、引き続き適切にご対応いただきますよう改めてお願いいたします。

また、生活保護における保護費の支給日の連休直前の休日でない日への繰り上げについては、本年3月5日に開催した社会・援護局主管課長会議及び4月1日付け事務連絡で周知しているところではありますが、改めて、適切にご対応いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

なお、10連休中において、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業の実施に伴い、当初の協議額を超える追加的費用が発生した場合には、その追加的費用に係る予算について、今後、補助協議に応じますので、ご承知おき下さい。

また、10連休中に生活困窮者支援団体等が各地域で実施する宿泊場所や食事の提供等の支援活動について、NPO法人ホームレス支援全国ネットワークより、別紙2（※）のとおり提供いただきましたので、必要に応じて当該団体等と連携した支援をお願いいたします。

（※）今後、随時更新予定であり、最新の情報は厚生労働省ホームページに掲載予定です。

(参考となる対応事例)

1. 輪番制、緊急連絡網等による対応

- ・ 各区福祉事務所で緊急連絡網を整備し、時間外窓口（守衛）等との連携を行っている。時間外窓口等に相談や問い合わせがあった際には、当該連絡網を活用し職員に連絡を行い、各区福祉事務所において電話連絡等の対応を実施する。
- ・ 特に、ホームレス等で急迫されている方が区役所（福祉事務所）に来所された場合は、宿直担当が対応し、担当職員へ連絡する。担当職員は、急迫状態等を確認した上で、緊急一時宿泊施設へ連絡し、当面の住居と食事を提供するよう依頼するとともに、ご本人に対し、連休明けに改めて福祉事務所へ来所するよう伝達する。
- ・ 自立相談支援機関において、当番職員が連絡を受ける体制を確保し、必要に応じて関係機関と情報を共有し支援方針を協議する。

2. 緊急一時的な衣食住の提供

- ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センターの入所枠の確保や旅館借上、無料低額宿泊所等との連携等について、10連休前に調整を行い、一時的な宿泊場所を確保する。
- ・ 連休前に、あらかじめ福祉事務所ごとに当番体制や緊急時に支給する物資の在庫等について確認を行った上で、連休中にホームレス等が来所した場合には、一時的な宿泊場所へのつなぎや食糧支援等を行う。

3. 生活に困窮する可能性の高い方への事前の対応

- ・ 各区役所・支所において、事前相談を受け付けし、利用可能な施策へ案内するとともに、支援の利用につなげる。
- ・ すでに自立相談支援機関等が把握している者であって、10連休中に生活に困窮する可能性の高い方に対し、連休前に連絡を入れて状況を聴取し、必要な情報提供等を行う。

4. 窓口の臨時的な開所

- ・ 日雇い労働者等、住居の確保が困難なホームレス等に対し、必要な支援を行うための臨時相談を10連休中、数日間行う。
- ・ 各福祉事務所に職員を数名配置し、新規相談等があった場合の対応を行う。
- ・ 祝日は通常は閉所日であるが、10連休中は自立相談支援機関を臨時的に開設する。

5. 連休前・連休中の情報発信

- ・ 各区役所・支所において、事前相談を受け付けし、利用可能な施策へ案内するとともに、支援の利用につなげる。（再掲）
- ・ 連休前・連休中のホームレス市内巡回の際、チラシを配布するなどして、無料一時宿泊施設の利用について周知する。

2019 年 4-5 月の 10 連休における生活困窮支援活動の全国一覧（エリア別）

（2019 年 4 月 16 日現在）

【全国】

とき	場所	内容	主催団体 問い合わせ先
年中無休・365 日、 24 時間相談受付	電話相談 (フリーダイヤル 通話料無料)	どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。 生活一般のほか、専門相談の外国語、性暴力・DV、セクシュアル・マイノリティ、自殺防止、他については、ガイダンスにしたがい番号を選びます。	よりそいホットライン (社会的包摂サポートセンター) 全国：0120-279-338 被災地(岩手・宮城・福島): 0120-279-226

【関東】

とき	場所	内容	主催団体 問い合わせ先
4月24日(水)~5月7日(火) 9:00~17:00	茨城県、埼玉県、千葉県、東京23区、東京多摩地区、神奈川県	電話相談・WEB相談(施設入所相談含む)	特定非営利活動法人 SSS 茨城県：0120-242-188 埼玉県：0120-862-767 千葉県：0120-853-733 東京23区：0120-346-850 東京多摩地区：0120-127-374 神奈川県：0120-776-799 https://www.npo-sss.or.jp/inquiry/form1/
4月24日(水)午前6:30~ 4月25日(木)午前6:30~ 5月7日(火)午前6:30~	東京都・上野 広徳児童遊園(台東区役所脇)	炊き出し	特定非営利活動法人 SSS 東京23区：0120-346-850
随時	埼玉県所沢市内	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 期間中8時~18時 ・メール相談 いつでも ・宿泊場所提供(シェルター1部屋) ・食料提供(フードバンク団体との連携により提供) 宅配便により全国対応可 	主催団体、問い合わせ先 特定非営利活動法人サマリア 事務局 070-5080-3068 https://www.samaria2009.net/
4月27日(土)~4月29日(月) 5月1日(水) 5月3日(金)~6日(月)	NPO ガンバの会事務所 住所：千葉縣市川市八幡3-28-23-3F TEL：047-704-9915 メール：ichikawa-gamba@abelia.ocn.ne.jp	緊急相談受付(来所、メール・電話相談) (食糧支援、シェルター利用相談) 受付時間：8:30~11:00	主催：NPO ガンバの会 TEL：047-704-9915

<p>4月30日(火) 5月2日(木)</p>	<p>NPO ガンバの会事務所 住所：千葉県市川市八幡 3-28-23-3F TEL：047-704-9915 メール：ichikawa-gamba@abelia.ocn.ne.jp</p>	<p>緊急相談受付(来所、メール・電話相談) (食糧支援、シェルター利用相談) 受付時間：8:30～17:00</p>	
<p>5月3日(金)</p>	<p>市川八幡キリスト教会～市川市内</p>	<p>路上生活者支援パトロール 時間：19:30～21:30</p>	
<p>4月26日(金) 13:00 ～5月6日(月) 18:00</p>	<p>千葉県</p>	<p>電話相談(面談・食糧支援も) 相談の電話番号(070-4293-1693)</p>	<p>特定非営利活動法人 ディープデモクラシー・センター TEL：047-701-5350</p>

【近畿】

とき	場所	内容	主催団体 問い合わせ先
通年（年中無休） 24 時間	電話相談・対応	フリーダイヤルにて相談をお受けしております	特定非営利活動法人大東ネットワーク事業団 フリーダイヤル：0120-165-194（近畿圏） TEL：06-6535-1303（全国）
通年（年中無休） 24 時間	警察・行政各機関等からの緊急保護依頼対応	警察・行政各機関等から緊急での保護依頼に職員を派遣いたし、住居施設を活用して対応いたします	
5 月 1 日（水） 午前 6 時～	大阪市内 神戸～阪神間	小屋掛け（固定層）・段ボール（移動層）の方々におにぎりを直接出向き、お持ちして安否確認・相談事業を行います。	
5 月 3 日（金） 午前 9 時 30 分～	阪神間河川敷	小屋掛け（固定層）の方々にご飯を直接出向き、お持ちして安否確認・相談事業を行います。	
4 月 30 日（火）13:00～15:00 5 月 1 日（水）13:00～15:00 5 月 2 日（木）13:00～15:00	萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社 太子営業所 住所：大阪市西成区太子 1 丁目 3 番 16 号 萩まちビル 1 階（JR 新今宮駅徒歩 2 分）	住まいの相談会 初期費用がないけど転居しなければいけない。ゴミ屋敷をなんとかしたい etc	萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社 萩之茶屋生活・相談サポートセンター TEL：06-6626-9971
4 月 30 日～5 月 2 日 （各日とも、午前 11 時～午後 4 時）	大阪市北区「天神橋筋六丁目」近郊	行政窓口休止期間中（5 月 7 日朝まで）の宿泊支援に関する電話相談・メール相談（ただし満室の場合は受け入れできませんので、ご理解ください。）	一般社団法人大阪希望館 TEL：06-6358-0705 Email：osaka.kiboukan@gmail.com

【中国】

とき	場所	内容	主催団体 問い合わせ先
4月25日(木)23:40~	岡山駅東口ホテルグランヴィア側	夜まわり(生活相談、食料品配布)	特定非営利活動法人 岡山・ホームレス支援きずな TEL:086-221-2822(24時間対応)
4月27日(土)9:00~13:30	安楽亭	モーニングサービス(生活相談、朝食提供)	
4月28日(日)15:00-18:30	安楽亭	炊出し(生活相談、夕食提供)	
4月30日(火)9:00~12:00	安楽亭	火曜の会(生活相談、昼食提供)	
5月2日(木)23:40~	岡山駅東口ホテルグランヴィア側	夜まわり(生活相談、食料品配付)	
5月4日(土)9:00~13:30	安楽亭	モーニングサービス(生活相談、朝食提供)	
5月5日(日)15:00~18:30	安楽亭	炊出し(生活相談、夕食提供)	
5月7日(火)9:00~12:00	安楽亭	火曜の会(生活相談、昼食提供)	

【九州】

とき	場所	内容	主催団体 問い合わせ先
8:30 ~ 17:00	電話相談 : 092-624-7771	相談受付	社会福祉法人グリーンコープ 抱樸館福岡 住所 : 福岡市東区多の津 5-5-8 TEL : 092-624-7771
随時	福岡県北九州市小倉北区大門 1-6-48 ホームレス自立支援センター北九州	相談受け付けます TEL : 093-571-1304 (ホームレス自立支援センター北九州 ・巡回相談)	NPO 法人抱樸 (ほうぼく)
5月2日(木) 21:30 ~	長崎市内中心、長崎駅前	お弁当配り・夜間巡回	長崎ホームレスを支援する会 TEL : 080-9293-8315 (橋本) メール : nagasaki.homeless@docomo.ne.jp : khahi3405@gmail.com
通年(年中無休) 24時間	電話相談 : 080-9293-8315	相談受付 お弁当を希望の場合も、こちらに事前連絡ください。	
10:00 ~ 17:00	電話相談 相談専用ダイヤル : 099-285-8030 フリーダイヤル : 088-100-0783	相談受付	
4月25日(木) 17:00 ~	甲突川左岸緑地	おにぎり配り ・シャワーの利用が出来ます。 ・衣類の用意があります。 ・病院で受診ができます。 ・生活保護申請の支援をします。	特定非営利活動法人 かごしまホームレス生活者支えあう会 相談専用ダイヤル : 099-285-8030 フリーダイヤル : 088-100-0783
4月26日(金) 12:00 ~	冷水町愛の教会		
4月27日(土) 18:30 ~	ザビエル公園		
4月28日(日) 15:00 ~	県民交流センター	料理会	
4月30日(火) 17:00 ~	中央公園	おにぎり配り	
5月1日(水) 12:00 ~	甲突川左岸緑地	・シャワーの利用が出来ます。	
5月2日(木) 17:00 ~	甲突川左岸緑地	・衣類の用意があります。	

5月3日(金) 12:00 ~	冷水町愛の教会	<ul style="list-style-type: none"> ・病院で受診ができます。 ・生活保護申請の支援をします。 	
5月4日(土) 18:30 ~	ザビエル公園		
5月5日(日) 17:00 ~	甲突川左岸緑地		
5月7日(火) 17:00 ~	中央公園		

NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク 作成